

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)の概要

．法律制定の趣旨

- 1．法施行前、我が国においては、日常的に大量の廃棄物が発生する一方、最終処分場の残余量がひっ迫した状況にあり、また、ダイオキシンに対する健康不安の深刻化から「ダイオキシン対策関係閣僚会議」において廃棄物の減量化目標が策定されるなど、廃棄物の減量化に取り組むことが喫緊の課題であった。
- 2．食品関連業界においても、食品廃棄物等の発生量が増大する一方、資源として活用できる有用なものがあるにもかかわらず、その有効な利用が十分に行われていない状況にあり、食品廃棄物の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を図り、循環型社会を実現していくため、食品関連事業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再生利用等の仕組みを構築することが強く求められていた。
- 3．このような状況に対処するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が平成12年の第147回通常国会で成立し、平成13年5月に施行された。

．法律の概要

1．目的

食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2．対象業者

法の対象となる食品関連事業者は、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者、飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者であり、政令で沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業及び旅館業を指定している。

4．定義

- (1) 「食品廃棄物等」とは、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの、食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
- (2) 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等であって、肥料・飼料等の原材料となるなど有用なもの
- (3) 「再生利用」とは、食品循環資源を肥料・飼料・油脂及び油脂製品・メタンの原材料として自ら又は他人に委託して利用すること、原材料として利用するために譲渡すること
- (4) 「減量」とは、脱水、乾燥、発酵及び炭化により食品廃棄物等の量を減少させること
- (5) 「再生利用等」とは、再生利用、発生抑制、減量をする事

4．基本方針の策定

主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表する（主務大臣は、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）。

- （参考）基本方針として以下の事項について告示（平成13年5月）
- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
 - 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
（食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上）
 - 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
 - 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
 - 五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

5．関係者の責務

(1) 事業者及び消費者

事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用等により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努める。

(2) 国

国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、研究開発、啓発普及及び資金の確保に努める。

(3) 地方公共団体

地方公共団体は、地域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努める。

6. 再生利用等の実施

(1) 食品関連事業者の判断の基準

主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために取り組むべき措置等に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める。

(2) 食品関連事業者等への監督

主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため、必要に応じて、食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等について指導及び助言を行う。

また、食品廃棄物等の発生量が一定以上（100トン）の事業者による食品循環資源の再生利用等が（1）の判断の基準に照らして著しく不十分である場合は、当該事業者に対し、勧告・命令等の措置を講ずる。

(3) 登録・認定制度

食品循環資源の再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成、リサイクル製品の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から、登録再生利用事業者、認定再生利用事業計画の制度が設けられている。

なお、法に基づく食品リサイクルの実践に当たり、事業者登録や計

画認定は義務ではない（登録や認定を受けた者でなければ法に基づく食品リサイクルができないわけではない。 ）。

(4) 廃棄物処理法の特例

食品循環資源の再生利用を円滑に実施するためには、広域的な再生利用の実施が必要であり、このため、登録再生利用事業者及び再生利用事業計画の認定を受けた者については、一般廃棄物の収集運搬業の許可に関し、荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする廃棄物処理法の特例を設けている。

(5) 肥料取締法・飼料安全法の特例

登録再生利用事業者及び認定を受けた再生利用事業計画に従って肥飼料等の製造を行う者については、肥料安全法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、特殊肥料や飼料の生産・販売を業として行おうとする者が通常行う都道府県知事への届出を不要とする特例を設けている。

7 . 施行期日及び検討

- (1) 本法は平成 1 2 年 6 月 7 日に公布され、準備期間を置き、平成 1 3 年 5 月 1 日に施行された。
- (2) 本法の施行後 5 年を経過した場合に、制度全般について検討する。
- (3) なお、「基本方針」は、おおむね 5 年ごとに見直すとされており、現行の基本方針の目標年次は平成 1 8 年度であることから、次期目標等の検討が必要である。

食品リサイクル法の仕組み

主務大臣(環境大臣、農林水産大臣等)

基本方針の作成

- ・数値目標(平成18年度までに再生利用等の実施率20%以上)
- ・再生利用等の方策 等
- 事業者の判断基準の策定
- ・発生抑制の基準 ・減量の基準 ・再生利用の基準 等

(実効確保措置)

指導・助言

勧告・命令等

(取組みが著しく不十分)

食品関連事業者

食品の製造、流通、販売、
外食など(約100万業者)

うち年間排出量100t以上の
者(約1万6千業者)

食品廃棄物全体の約6割

(促進のための措置)

登録

再生利用事業者

食品循環資源

食品関連事業者

委託による再生利用を推進

認定

食品関連事業者
(再生利用事業計画)

食品循環資源

有機農産物

再生利用事業者

農林漁業者等

特定肥飼料

利用を含めた計画的な再生利用を促進

- ・廃棄物処理法の特例(荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例(農林水産大臣への届出不要)